

議案第45号

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和4年9月2日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年西海市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

## 附 則

この条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）附則第1条第6号に規定する政令で定める日から施行する。

新旧対照表

西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新		旧	
西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例		西海市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	
平成27年12月16日 西海市条例第30号		平成27年12月16日 西海市条例第30号	
第1条～第5条 (略) 別表第1 (第4条関係)		第1条～第5条 (略) 別表第1 (第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
2 市長	西海市営住宅管理条例（平成17年西海市条例第223号）による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	西海市営住宅管理条例（平成17年西海市条例第223号）による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知）により実施する外国人に対する生活保護の措置に関する事務</u> であって規則で定める		

	<u>もの</u>	
別表第2 (略)		別表第2 (略)

附 則

この条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）附則第1条第6号に規定する政令で定める日から施行する。